

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和5年3月15日

報告事項件名

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) キッズ・ゾーンのモデル整備について・・・・・・・・・・ 2
- (2) 【追加】足立区立保育園・こども園施設更新計画の策定について・・・・・・ 6
- (3) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の返還金について・・・・・・ 8
- (4) いづみ保育園の再開承認申請手続の状況について・・・・・・ 11

(教 育 委 員 会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年3月15日

件 名	キッズ・ゾーンのモデル整備について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	1 事業概要 保育所等が行う散歩など園外活動時の安全確保を目的とした、「キッズ・ゾーン」(※)をモデル整備する。自動車等の運転手に注意喚起し、安全運転へつなげる。 区内には保育所等が多く、整備にあたり道路管理者、区内警察署と協議のうえ、モデル整備地区を選定する。 ※ 「キッズ・ゾーン」とは、令和元年5月に滋賀県大津市で起きた園児と保育士が犠牲となった交通事故を契機とし、国が設置を推進しているものである。 あくまで注意喚起であり、新たに交通規制は伴わない。 2 モデル整備地区及び整備内容 (P 3～5 参照) 東綾瀬公園周辺の2路線、4か所 (1) 整備内容 ア 実地調査で特に危険と判断した2路線に「キッズ・ゾーン」の文字を4か所舗装 イ 対面通行道路の起点・終点に設置 (2) 選定理由 ア 園児が日常的に使用する道路のうち特にスピードを出しやすい、幅が狭い等の危険がある路線 イ 綾瀬警察と対策の必要性を確認した路線 ※ 同時期に警察が「ゾーン30」を整備するため、その範囲内は速度30キロ規制となる。 ウ 保育施設の密集地域であり、施設からの要望があった路線 3 スケジュール 令和5年2月2日、綾瀬町会自治会連合会会長会議で説明済み。 令和5年3月14日までに施工完了
問 題 点 今 後 の 方 針	モデル整備後効果検証を行った上で、次年度以降、区内全域への拡大を検討する。

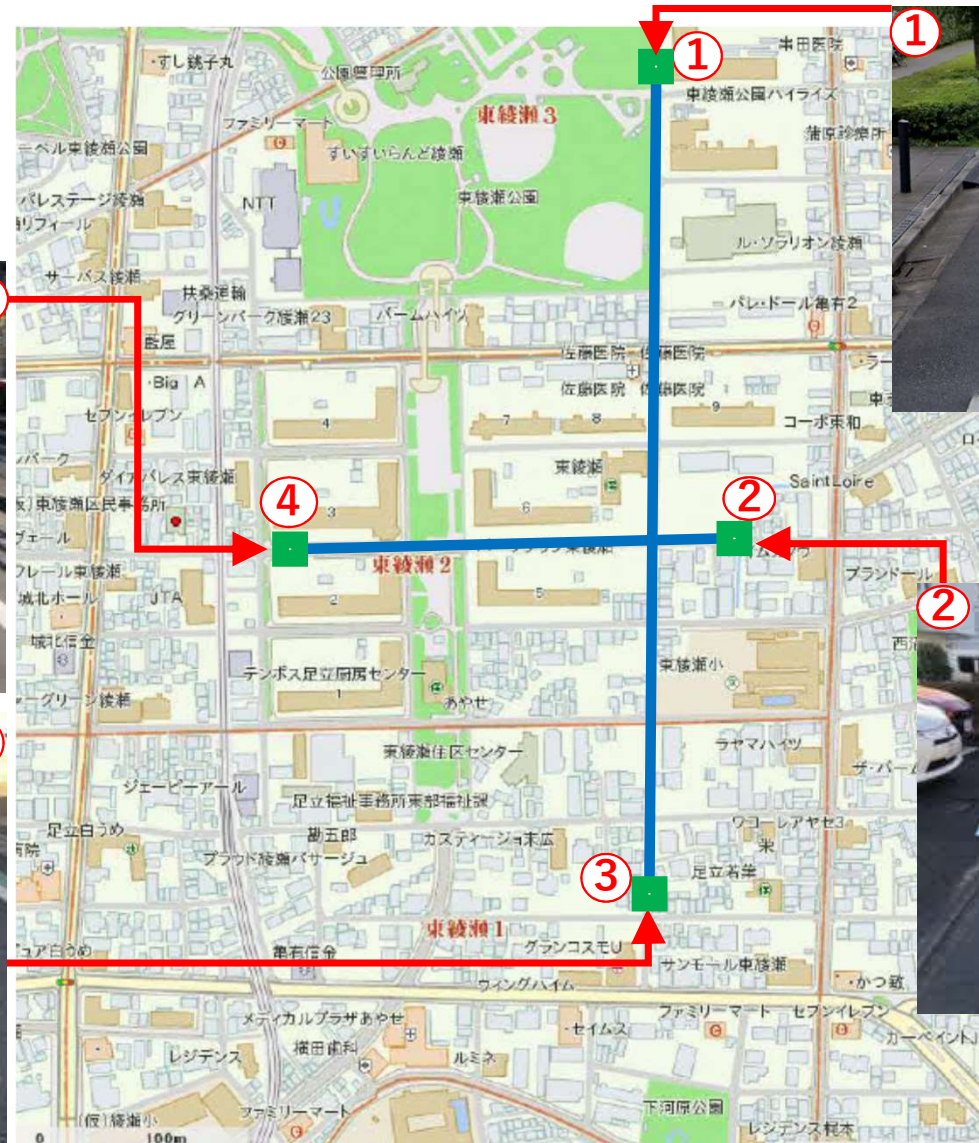


路面標示イメージ

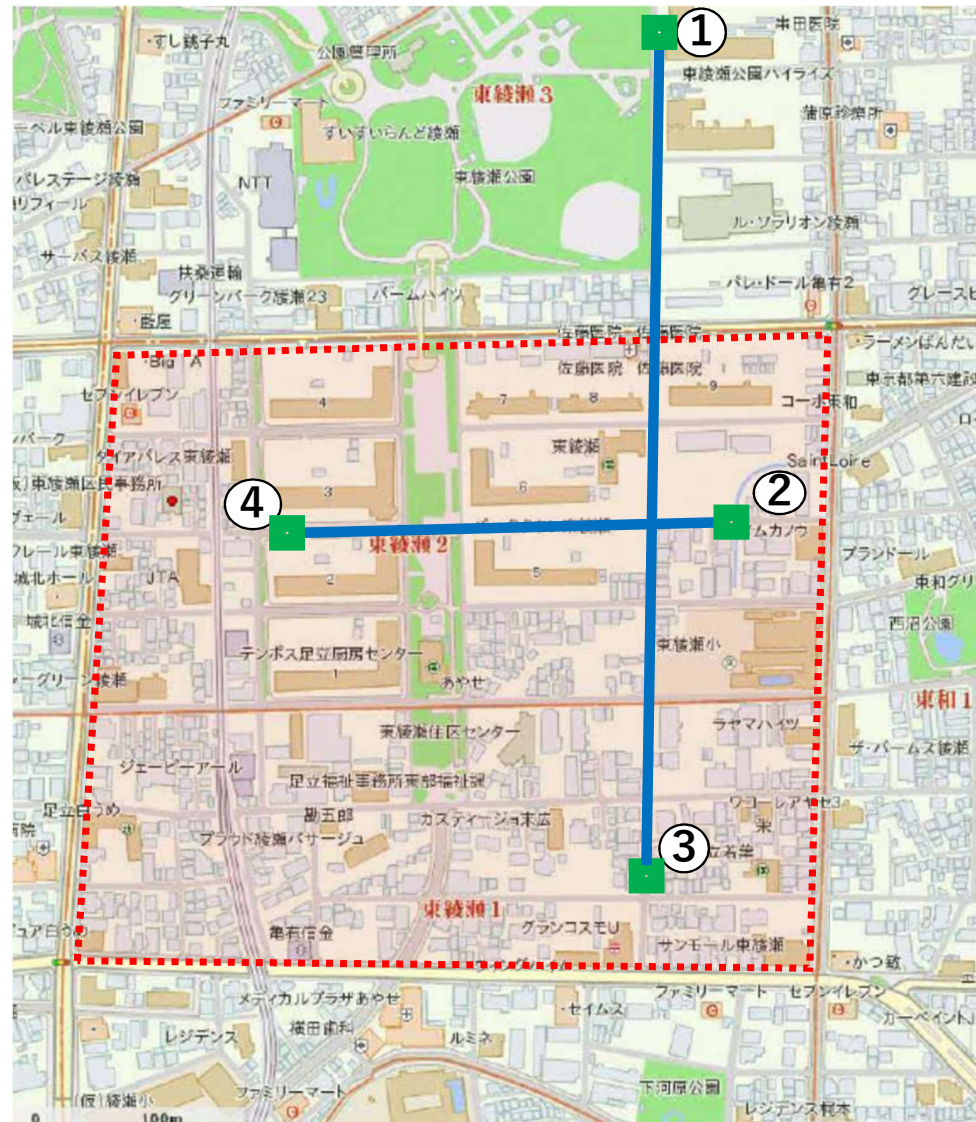
設置ポイント①～④

現場を確認した結果、①～④のポイントにキッズ・ゾーンの路面標示を設置する。

路線上の加速し始める所や見通しの悪い所等、危険箇所となる各ポイントに設置すると4か所となる。



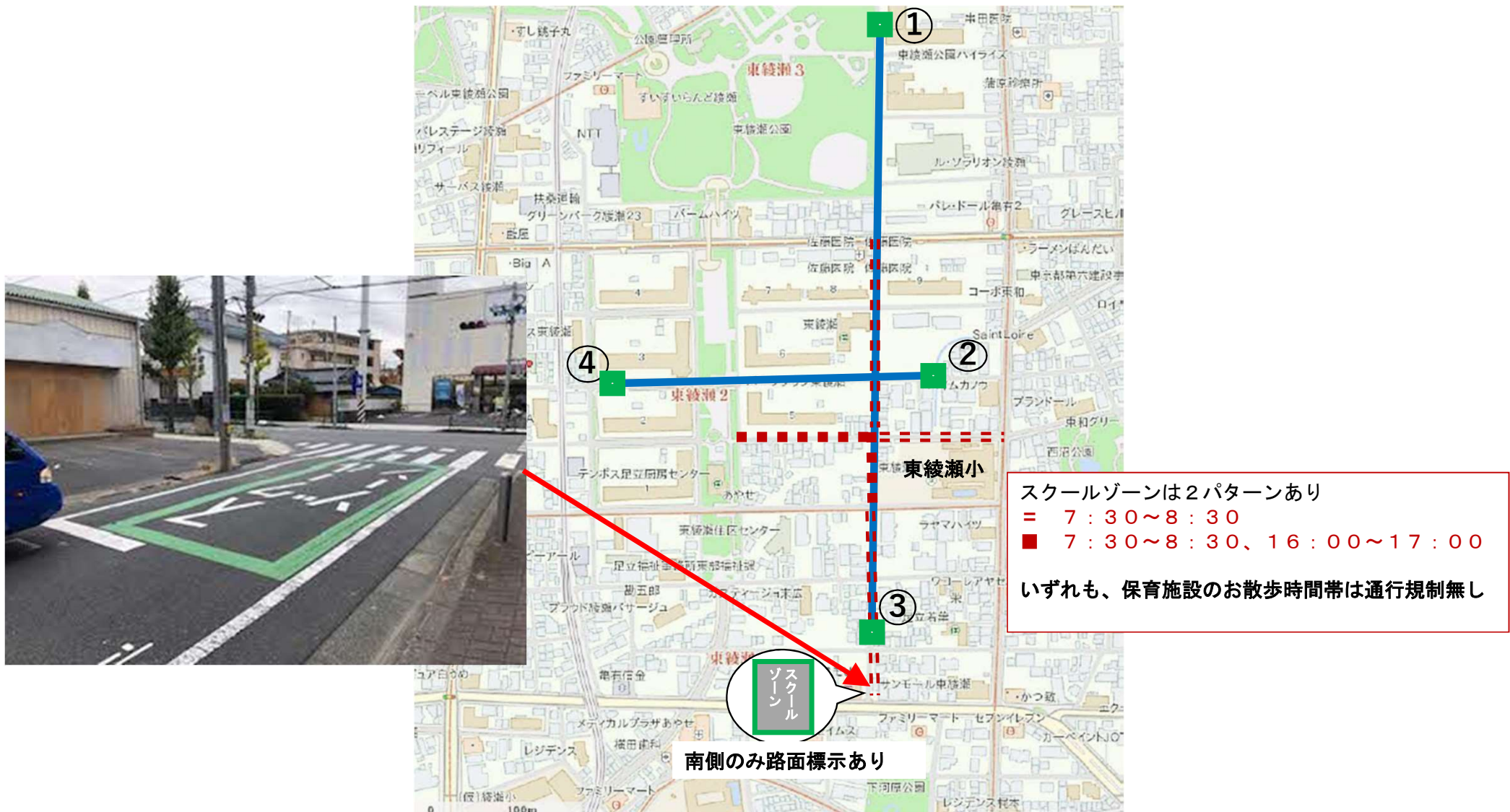
設置ポイント①～④ + ゾーン30（新設）



綾瀬警察署では、令和5年2月に
ゾーン30を設置
大通り（赤枠外周）からの入口と
なる箇所には交通標識と路面標示
が設置される。



設置ポイント①～④ + 東綾瀬小スクールゾーン（既存）



子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年3月15日

件 名	【追加】足立区立保育園・こども園施設更新計画の策定について														
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設運営課														
内 容	区立保育園・こども園について、今後、計画的な施設更新を進めることを目的に、施設更新計画（以下、「本計画」という。）を策定したため報告する。 1 施設更新計画の期間 本計画の期間は、「足立区一般施設のマネジメント計画」に合わせて、<u>1期を8年間（第1期は令和3年から令和6年の4年間）とし、最終は、第5期令和38年までとする。</u> 2 対象施設 対象施設は<u>公立（直営）の保育園・こども園（全30園（令和4年4月現在））</u>とする。 なお、指定管理者が運営している公設民営の保育園（区立認可外施設を含む全16園（令和4年4月現在））については、毎年度見直しを行う「足立区待機児童解消アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期等に「民営化」「統廃合」等の方針を決定する。 3 エリア設定 区内を「足立区待機児童解消アクション・プラン」で定めている提供区域に合わせて、6つのエリアに地域割りを行い、そのエリアごとに本計画を策定した。 【エリアの一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th><th>地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千住</td><td>千住</td></tr> <tr> <td>2 綾瀬・佐野</td><td>綾瀬 中川 佐野</td></tr> <tr> <td>3 梅田・中央本町</td><td>中央本町 梅田</td></tr> <tr> <td>4 竹の塚・六町</td><td>西新井・島根 六町 竹の塚</td></tr> <tr> <td>5 江北・鹿浜・舎人</td><td>宮城・小台 江北・扇 鹿浜 舎人</td></tr> <tr> <td>6 新田</td><td>新田</td></tr> </tbody> </table>	エリア	地域	1 千住	千住	2 綾瀬・佐野	綾瀬 中川 佐野	3 梅田・中央本町	中央本町 梅田	4 竹の塚・六町	西新井・島根 六町 竹の塚	5 江北・鹿浜・舎人	宮城・小台 江北・扇 鹿浜 舎人	6 新田	新田
エリア	地域														
1 千住	千住														
2 綾瀬・佐野	綾瀬 中川 佐野														
3 梅田・中央本町	中央本町 梅田														
4 竹の塚・六町	西新井・島根 六町 竹の塚														
5 江北・鹿浜・舎人	宮城・小台 江北・扇 鹿浜 舎人														
6 新田	新田														

	4 公立園の役割と「拠点園」の選定 引き続き、多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るために、地域において公立園が果たすべき将来的な役割を「教育・保育の拠点機能」「地域のセーフティネット」「保育人材育成の場」の3つに整理した上で、<u>公立園16園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、施設の更新を行い、存続させる。</u> 5 施設更新の基本方針 (1) <u>対象施設の中から、地域における中心的な役割を担う「拠点園」16園を選び、施設の更新を行い、存続させる。</u> (2) 更新時期は築年数から60年を一定の基準とし、施設の更新は建て替えを原則とする。 (3) 都営住宅に併設されている施設は都営住宅の建て替えに合わせて更新時期を検討する。 (4) 単独で設置している施設の更新は、現在の施設が設置されている場所とは別に土地を確保した上で、仮設園舎（移転しない場合）または新園舎（移転する場合）を確保した土地に建築する。 (5) 拠点園以外の園については、園運営に必要な修繕は適切に実施するが、長寿命化のための大規模な改修は行わず、築年数やエリアの保育需要に応じて、閉園または民営化を検討する。
問 題 点 今 後 の 方 針	拠点園16園はあくまでも現時点での暫定目標数であり、拠点園の役割検証、保育需要の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年3月15日

件 名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の返還金について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課
内 容	日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会から法人名変更）の返還金の状況について報告する。 1 日ノ出町保育園の保育所運営費返還について 令和5年1月4日付け区から法人に対して返還請求を行った日ノ出町保育園の令和3年度運営費（5,635,763円）について、1月17日・27日付け法人から回答があり、「令和6年4月から」「月額50,000円」で分割返納の意向が示された。 2 指定管理委託料の精算及び返還について 上記1の回答において、新田三丁目なかよし保育園にかかる委託料の精算及び返還（4,021,176円）については、資金的な余裕が立てば返納する意向があるものの、未だ法人理事会で承諾されていない現状が示された。 3 対応 令和5年2月15日付け区から法人に対して、文書で以下の要請を行った。 （1）日ノ出町保育園の令和3年度運営費に加えて、新田三丁目なかよし保育園の委託料を含めた全ての返還金（約960万円）を返納する旨を確約すること。 （2）法人の収支が改善し次第、返納月額を増額すること。 （3）上記（1）、（2）の区要請を反映の上、<u>令和5年3月31日までに</u>、分割回数・期間の明記を含む詳細な返還計画を添付した分割返納の申出を提出すること。
問 題 点 今 後 の 方 針	区への返還金について確実な返還を求めるとともに、法人内の会計処理の適正化及び財務計画の改善状況を注視し、園児や保育園運営に影響が及ばないように、引き続き法人及び保育園現場の状況を確認していく。

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適正な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適正と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請（令和4年7月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみの運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼（令和4年7月末現在、精算書は提出されていない）
R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更

R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付けで解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県 の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※ 前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明
R4. 7. 22	足立区（福祉部・子ども家庭部）から新理事長に対して、これまでの区・法人間の対応経過の確認資料を手渡し
R4. 8. 23	足立区（福祉部・子ども家庭部）が今後の法人運営の適正化の考え方について新理事長を始めとする法人幹部へのヒアリングを実施。法人の財政状況について、9月中旬に区に詳細な報告を行うことを要請
R4. 9. 30	法人内異動により、副園長職を廃止
R4. 11. 30	東京都と足立区（子ども家庭部）が、日ノ出町保育園の特定教育・保育施設指導検査を実施。この結果、令和3年度に区が支払った運営費の加算対象職員3名について、配置要件を欠く期間があることが判明
R5. 1. 4	足立区（子ども家庭部）から法人に対して、令和3年度の運営費約560万円の返還を請求（期限：令和5年1月23日）
R5. 1. 17、27	法人から足立区（子ども家庭部）に対し、返還金を分割返納する意向が示された（令和6年4月から月額5万円）
R5. 2. 15	足立区（子ども家庭部）から法人に対し、返還金の分割申出にかかる要請事項等を通知（提出期限：令和5年3月31日） ① 新田三丁目なかよし保育園の委託料を含めた全ての返還金（約960万円）を返納する旨を確約すること ② 法人の収支が改善し次第、返納月額を増額すること

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年3月15日

件名	いづみ保育園の再開承認申請手続の状況について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	保育士の大量退職により令和4年4月1日から保育を休止している「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）」の再開承認申請手続の状況について報告する。 1 再開承認申請書類の提出状況について (1) 区への提出遅延 法人からの再開承認申請書類の提出は、区が指定した令和4年12月23日から遅延したものの、令和5年1月19日及び同月23日にわたって、全ての書類が提出された。 (2) 提出書類の不備について 提出された「今後5年間の収支予算書」を審査したところ、法人が試算した入所児童数は、地域における年度途中の入所児童数の実績を踏まえると過大な見込みと思われたため、法人へ差戻しを行った。 (3) 提出書類の再提出について 令和5年2月3日に、法人から地域の保育需要等を踏まえた適切な入所児童数に修正した収支予算書が再提出された。 2 再開承認申請手続の状況について (1) 再開承認申請書類の審査 区に提出された再開承認申請書類のうち、会計関係書類については、2月末までの回答を目途として、外部の会計事務所に書類審査を依頼した。 (2) 再開時期について 区において慎重に書類審査を行う期間を確保するため、法人に対して提出期限（令和4年12月23日）を指定したが、法人からの書類提出が遅延したことにより、区から東京都への書類提出も遅延する。このため、法人が希望する令和5年4月の再開は先送りにされる見込みである。
今後の方針	引き続き、東京都との連携・協議を行い、法的根拠に基づいて、慎重に再開判断を行っていく。

対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続について報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要な常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請（園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきにて）
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）

対応経過

R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が転園先（16 施設）に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和 4 年 10 月としていた募集再開時期を延期したいとの申出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 （区から都に 7 月 15 日進達、7 月 25 日東京都承認） 園長から令和 4 年 11 月もしくは 12 月に園児募集を再開したいとの申出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和 5 年 4 月 1 日に定員 27 名で再開をしたいとの申出
R4. 10. 20	園→区	「令和 5 年度一斉入所の取扱い変更について」を提出
R4. 11. 15	区→園	「保育所の再開に係る書類の提出について」の通知を発出
R4. 12. 23	園→区	保育所の再開に係る書類の一部提出
R5. 1. 19・23	園→区	保育所の再開に係る書類の未提出分について、令和 5 年 1 月 19 日及び同月 23 日に指定期日（令和 4 年 12 月 23 日）から遅延して当区へ提出
R5. 1. 27	区→園	「児童福祉施設（保育所）再開承認申請について（通知）」を発出し、「今後 5 年間の収支予算書」を再度提出するように要請
R5. 2. 3	園→区	当区へ「今後 5 年間の収支予算書」の再提出
R5. 2. 6	区→会計事務所	「今後 5 年間の収支予算書」等の審査を依頼